

添付書類のご案内

申告していただく預貯金等とは以下のものを含みます。

預貯金等に含まれるもの

(資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)

- ① 預貯金(普通・定期)
- ② 有価証券(株式・国債・地方債・社債など)
- ③ 投資信託
- ④ 金・銀(積立購入を含む)
など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ⑤ 現金(タンス預金)

添付する書類について

●**負債**(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。
→(借用証書などで確認しますので、同封してください。)

×預貯金等に含まれないもの

- ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しいもの
- ・ 絵画、骨董品、家財など高価なもの

添付書類(上記に該当する資産をお持ちの方は下記の書類を添付してください。)
(価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます。)

お持ちの資産	添付する書類
① 預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (ネット銀行であれば口座残高ページの写し) (本人及び配偶者) (1) 概ね直近2か月の口座の写し (2) 契約する定期預金の写し (3) 上記それぞれの番号・名義人が確認できるページ
② 有価証券 ③ 投資信託	証券会社、銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
④ 金・銀 (時価評価額が容易に算定できる貴金属)	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
⑤ 現金(タンス預金)	書類の添付は不要(実際に保有する金額を記載)